

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村越啓雄 外47名

被控訴人 千葉県知事 外2名

証 拠 説 明 書

平成24年3月23日

東京高等裁判所第22民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 菅野 泰

明中弁
之代
印素士

同 弁護士 廣瀬 理夫

明中弁
之代
印素士

同 弁護士 中丸 素明

明中弁
之丸
印素士

同 弁護士 植竹 和弘

明中弁
之代
印素士

同 弁護士 拝師 徳彦

明中弁
之代
印素士

同 弁護士 及川 智志

明中弁
之代
印素士

同 弁護士 島田 亮

明中弁
之代
印素士

同 弁護士 山口 仁

明中弁
之代
印素士

同 弁護士 近藤 裕香

近藤裕香
印素士

| 号証 | 標目 | (原本・写しの別) | 作成年月日 | 作成者 |
|--|--|-----------|-----------|-------|
| 甲B第133号証 | 第176国会 予算委員会 平成22年10月12日 議事録抜粋 | 写 | H22.10.12 | 衆議院 |
| | 立証趣旨 | | | |
| | 河野太郎衆議院議員の、予算委員会での質問に対して、馬淵国土交通大臣が、利根川における過去の洪水の流出計算において、飽和雨量につき、1958年洪水では31.77mm、1959年洪水では65mm、1982年洪水では115mm、1998年洪水では125mmという値を用いて計算している旨の答弁を行った事実を証する。(第5準備書面「第1の1.2」) | | | |
| 同第134号証の1 | 馬淵大臣会見要旨(平成22年10月15日) | 写 | H22.10.15 | 国土交通省 |
| 立証趣旨 | | | | |
| 馬淵大臣が、平成22年10月15日の記者会見において、利根川治水計画の計算に使ったデータ等に関しては、徹底的に点検を行う旨述べ、流出計算モデルの妥当性を含めて見直しを行うことを、河川局に指示を出した、などと述べた事実を証する。(以下、甲B133号証の4まで、第5準備書面「第1の3～7」) | | | | |
| 同第134号証の2 | 馬淵大臣会見要旨(平成22年10月22日) | 写 | H22.10.22 | 国土交通省 |
| 立証趣旨 | | | | |
| 馬淵大臣が、平成22年10月22日の記者会見において、昭和55年の基本高水のピーク流量の計算について、「具体的にどのようにして流出計算が行われたかという資料が現時点では確認できない」と述べ、徹底的に調べるよう指示した旨述べた事実を証する。 | | | | |

| 号 証 | 標 目 | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
|---------------|---|---------------|-----------|---------------|
| 同第134号 証の3 | 馬淵大臣会見要旨(平成22年11月2日) | 写 | H22.11.2 | 国土交通省 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | 馬淵大臣が、平成22年11月2日の記者会見において、利根川治水の「基本となる基本方針で定められた基本高水についてしっかりと平成17年に検証を行っていなかったということ」を認め、そのことについて、「国土交通省として大変問題であると思う」などと述べた事実を証する。 | | | |
| 号 証 | 標 目 | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
| 同第134号 証の4 | 馬淵大臣会見要旨(平成22年11月5日) | 写 | H22.11.5 | 国土交通省 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | 馬淵大臣が、平成22年11月5日の記者会見において、同年11月2日の会見内容を引きながら、「昭和55年度に定めた基本高水のピーク流量について、飽和雨量などの定数に関してその時点で適切なものかどうか十分検証が行われなかった」旨を述べ、「結果から見れば「22,000トンありき」の検討を行ったということでもあります。」と述べた事実を証する。そして、こうした事態は、「利根川治水計画の基本である基本高水の信頼性が揺らぎ兼ねない問題である」との認識を示し、この問題の検証を学識経験者に委ねる旨の見解を述べた事実を証する。この大臣発言によっても、平成18年2月の河川整備基本方針の策定手続の瑕疵が認められ、ピーク流量の合理性や相当性には十分な疑問が生じてくる。本書証によって、以上の事実を証する。 | | | |
| 号 証 | 標 目 | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
| 同第135号 証 | 「大熊孝意見書に対する回答」抜粋(表紙と「はじめに」、13～15頁) | 写 | H20.9.1 | 国土交通書関東地方整備局長 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | 関東地方整備局は、大熊孝新潟大学名誉教授の意見書に関しての茨城県からの照会に対して、「工事实施基本計画や基本本方針の策定に使用した流出計算モデルの定数は、過去の9洪水に基づいて設定されていることなどから十分信頼できるものである」旨述べた上、平成17年度の検討小委員会における「基本方針の検討においては、「工事实施基本計画の水理・水文データの蓄積等を踏まえ検証がなされ、基本高水のピーク流量の算定は妥当であると判断される」(14頁)旨の回答をしている事実を証する。そして、関東地方整備局は、検討小委員会が十全の機能を果たしている旨の解説と主張を行ってきた事実を証する。 | | | |

| 号 証 | 標 目 | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
|---------------|---|---------------|-----------|--------|
| 同第136号 証の1 | 第21回 河川整備基本 方針検討小委員会議事録 (平成17年10月3日) | 写 | H17.10.3 | 国土交通省 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | 第21回河川整備基本方針検討小委員会における国交省の事務方の説明において、「実際のカスリーン台風の洪水は大体、毎秒22000m ³ という洪水が流れてくる」とか、「これは観測史上最大の昭和22年カスリーン台風が大体、毎秒22000m ³ であります」などとの説明が繰り返されている事実を証する(これは虚偽の説明である)。そして、カスリーン台風の降雨で、その規模の洪水がながれるには、上流部での大規模な河道改修が条件とされているが、そうした条件等については、何らの解説も説明もなされていない事実を証する。(第5準備書面「第2の2」) | | | |
| 号 証 | 標 目 | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
| 同第136号 証の2 | 「利根川水系工事实施基本 計画」(平成7年3月)抜 粋(表紙と7頁) | 写 | 平成7年3月 | 建設省河川局 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | 同上「工事实施基本計画」では、「基本高水並びにその河道及び洪水調節ダム等への配分に関する事項」という項目には、わずか4行の記述しか存在しないこと、を証する。(第5準備書面「第2の2」)。 | | | |
| 号 証 | 標 目 | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
| 同第136号 証の3 | 「特徴と課題」抜粋(表紙 と3頁まで) | 写 | H17.10.3 | 国土交通省 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | 第21回の検討小委員会で配付された資料であるが、そこには、昭和55年の計画における基本高水の設定理由が、「昭和22年9月カスリーン台風洪水について、八斗島地点上流の河川整備等による氾濫量の減少を考慮し、基本高水のピーク流量を変更」(3頁)とされているが、現在でも、カスリーン台風が再来しても、八斗島地点には毎秒1万6750m ³ の洪水となるとされているのであり(甲B第39号証)、下流部の洪水量が増加するほどの上流域での河道改修は認められない。この「特徴と課題」でも虚偽の情報が流されている。これらの事実を証する。 | | | |

| 号 証 | | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
|---------------|---|---------------|-----------|----------|
| 同第137号 証の1 | 第28回河川整備基本方針 検討小委員会議事録(平 成17年12月6日) | 写 | H17.12.6 | 国土交通省 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | 第28回整備基本方針検討小委員会において、国交省の事務方から森林の状況について説明がなされたが、その説明は、カスリーン台風時と、昭和55年、そして最近まで、「森林の状況そのものはあまり変わっていないのですが、既定計画策定以降も近年の森林の状況のものでも一応流出計算をしてみますと、同じ計算モデルで十分再現性が高いという状況が見て取れます。」と説明している。馬淵大臣によれば、この間、飽和雨量は、30mmから125mmにまで上昇している。こういう状況であっても、事務方は、森林の状況は変わらず、同一モデルで再現計算が十分にできた、と説明をしたのである。(第5準備書面「第2の3」) | | | |
| 号 証 | 標 目 | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
| 同第137号 証の2 | 「基本高水等に関する資料 案(平成17年12月6日)」 抜粋 | 写 | H17.12.6 | 国土交通省河川局 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | この「資料」は、第28回の検討小委員会で配布されたものであるが、その14頁には、「基本高水のピーク流量は、各基準点における確率流量と観測史上最大流量のいずれか大きい方を採用し、八斗島地点22,000m ³ /S……と決定した」と記述されており、その記述の下の「表4-1 基本高水ピーク流量の設定」には、「観測史上最大流量22,000」とも表記されている事実を証する。同検討小委員会では、こうした虚偽の情報が委員らに提供されていた事実を証する。なお、提出部分は、表紙及び目次、9頁から13頁である。(第5準備書面「第2の4」) | | | |
| 号 証 | 標 目 | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
| 同第138号 証 | 第30回河川整備基本方針 検討小委員会議事録(平 成17年12月19日) | 写 | H17.12.19 | 国土交通省 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | 第28回整備基本方針検討小委員会においては、「利根川水系河川整備基本方針」の案文の紹介が主たる議題で、この段階では、基本高水のピーク流量の相当性や妥当性については、審議の対象とされていない事実を証する。(第5準備書面「第2の5」) | | | |

| 号証 | 標目 | (原本・写しの別) | 作成年月日 | 作成者 |
|-----------|--|-----------|-----------|-----------|
| 同第139号証の1 | 中島隆利衆議院議員の質問主意書 | 写 | H22.11.2 | 中島隆利衆議院議員 |
| | 立証趣旨 | | | |
| | 中島利隆議員は、上記の質問主意書において、7項目の質問を行っているが、その中に、「基本高水流量を求めたときの、カスリーン台風洪水再来計算」のやり方について質問を行っている。甲B第139号証の2の答弁書は、これについて答弁している。これらの事実を証する。(第5準備書面「第2の6.7」) | | | |
| 同第139号証の2 | 中島隆利衆議院議員の質問主意書に対する内閣の答弁書 | 写 | H22.11.12 | 内閣総理大臣 |
| | 立証趣旨 | | | |
| | 中島議員の質問に対し、内閣は、「八斗島地点毎秒2万2000m ³ 」の算定根拠ないし流出の条件として、「昭和55年に利根川水系工事实施基本計画を変更した際の基本高水のピーク流量の検討の過程において行った流出計算は、将来的に堤防等の整備が進んだ状況を想定した上で、洪水調節施設が存在しないと仮定して計算したものである」(質問4, 5, 及び7に対するもの)と答弁している事実を証する。このことから、平成17年度の検討小委員会での説明が虚偽であったことが明らかとなる。なお、この内閣の答弁の趣旨は、甲B第90号証の「回答」とほぼ同趣旨である。(第5準備書面「第2の6.7」) | | | |
| 甲B第140号証 | 「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価について(依頼)」 | 写 | H23.1.13 | 国土交通省河川局長 |
| | 立証趣旨 | | | |
| | 国土交通省河川局長が、「河川流出モデル、基本高水の検証に関する学術的な評価について(依頼)」をもって、日本学術会議会長に、河川流出モデルや基本高水のあり方について、学術的な評価、見直しを依頼した事実を証する。 | | | |

| 号 証 | | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
|-------------|---|---------------|-----------|-------|
| 同第141号 証 | 「利根川水系の八斗島地点 における基本高水の検証 の進め方(案)」 | 写 | H23.1.13 | 国土交通省 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | <p>国交省は、平成23年1月14日に開かれた「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」第3回幹事会で、本号証を配布したが、それには、「利根川水系の八斗島地点における基本高水について、昭和55年の工事实施基本計画改定の詳細な資料が確認できないことや、平成17年度の河川整備基本方針策定時に飽和雨量などの定数に関して十分な検証が行われていなかった」とあり、八斗島地点における基本高水の妥当性について、改めて検証を行う必要があるとされていることを証する。</p> | | | |
| 号 証 | | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
| 同第142号 証 | 「現行の流出計算モデル の問題点の整理(中間報 告)」 | 写 | H23.1.14 | 国土交通省 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | <p>この文書は、平成23年3月28日の日本学術会議の 第3回分科会で配布された資料であるが、本号証では、カスリーン台風後の数洪水について、「現行モデルを用いた流出計算の再実施」という作業が行われているところ、その手法は、「昭和55年度工事实施基本計画改定時の計算」に基づいて行うとされている。そして、その流出計算モデルは、「第四紀、非第四紀火山岩地帯区分方式」が用いられており、さいたま地裁の調査嘱託に対する「回答」に記述されていた「一次流出率0.5. 飽和雨量48mm一律方式」は用いられていない事実を立証する。このことにより、関東地方整備局では、平常、「第四紀・非第四紀火山岩地帯区分方式」を用いていたことが分かる。</p> | | | |
| 号 証 | 標 目 | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
| 同第143号 証 | 利根川水系の基準点八斗 島上流における新たな流出 計算モデルの構築(案)に ついて」 | 写 | H23.3.28 | 国土交通省 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | <p>この文書は、平成23年3月28日に、日本学術会議の第3回分科会で配布されたものであるが、ここに記述されている流出計算モデルは、「第四紀・非第四紀火山岩地帯区分方式」とも異なる新方式であった。この事実は、国土交通省自身が、従来の貯留関数法による流出解析に疑問を持っていることを示すことにはかならず、こうした状況を、本書証をもって立証する。</p> | | | |

| 号 証 | 標 目 | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
|---------------|--|---------------|-----------|----------|
| 同第144号 証 | 情報公開開示請求書控 | 原本 | H22.7.25 | 高橋利明 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | 関東地方整備局に対して、「利根川水系工事实施基本計画の基本高水流量を算出した調査報告書のすべて」を開示請求した事実を証する。 | | | |
| 号 証 | 標 目 | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
| 同第145号 証 | 「行政文書開示決定通知書」 | 原本 | H22.8.25 | 関東地方整備局長 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | 甲B第144号証に基づく開示請求に対して、関東地方整備局長が、「54流域分割図」など、一部を除いて、文書の開示を行ってきた事実を証する。 | | | |
| 号 証 | 標 目 | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
| 同第146号 証の1 | 「利根川上流域の流出計算モデルについて」 | 写 | 不明 | 国土交通省 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | 高橋利明が、関東地方整備局に対して開示請求した文書の一つである。この文書には、「計画降雨」、「流出モデルと流出定数」、「基本高水流量」などの記述がなされている。 | | | |
| 号 証 | 標 目 | (原本・写 しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 |
| 同第146号 証の2 | 「八斗島上流域の流域定数表」ほか | 写 | 不明 | 国土交通省 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | 同じく、情報公開請求により開示された文書であるが、この文書には、「八斗島上流域の流域定数表」と「八斗島上流域の河道定数表」と題するデータが記載されているが、このデータは、さいたま地裁からの調査嘱託に対する関東地方整備局の「回答」に搭載されていた情報と全く同じである。この事実を証する。 | | | |